

川口ラグビースクール規約

- 第1条(名称) 本スクールは、川口ラグビースクールと称す。
- 第2条(目的) 1 本スクールは、子供たちがラグビーを通じてスポーツの楽しさ、厳しさを学び、健康で明るい社会人に成長することを目的とする。
2 子供達の将来に繋がるための、今やらなければいけない能力の開発を目的とする。
- 第3条(対象) 生徒は、幼児、小学生、中学生を対象とする。
- 第4条(活動) 本スクールの目的を遂行するために次の活動を行う。
1 ラグビーの基礎練習
2 県交流大会への参加
3 交流試合
4 レクリエーション活動
5 スポーツ少年団活動
6 その他本スクールの目的遂行のため必要な活動
- 第5条(期間) 毎年度4月1日にはじまり翌年3月31日に終了する。
- 第6条(会費) 生徒は会費規定により定められた会費を納入する。
- 第7条(入会) 本スクールには、申込書の提出及び会費の納入をもって入会できる。
- 第8条(退会) 次の各号に該当する生徒は退会とする。
1 退会する旨、理由を添えて代表に「退会届」を提出したとき。
2 正当な理由なく更新期日までに会費を納入しなかったとき。
- 第9条(指導) 指導者は、日本ラグビーフットボール協会の指導方針及び日本スポーツ少年団の理念を遵守し、本スクール基本指導方針にのっとり生徒の指導にあたるものとする。
- 第10条(役員) 本スクールに次の役員を置く
1 代表 1名
2 副代表 若干名
3 事務局長 1名
4 会計 1名
5 監査 1名
- 第11条 (役員の選出) 代表はスクールの総会において互選する。前条役員の任命は代表に一任する。
- 第12条 (役員の任期) 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 第13条 (役員の職務) 1 代表はスクールを代表し、スクールに関する事項全般を統轄し、決定権を有する。
緊急の案件が生じた場合、役員で討議し、決定する事ができる。
2 副代表は代表を補佐し、代表不在時はこれを代行する。
3 事務局長は各担当者と協力し、スクール運営全般を担当する。
スクールの意思決定機関である運営委員会を招集する。運営委員会で意見の齟齬が生じた場合、代表、当事者等を別途招集し、協議ののち最終判断を代表に仰ぐ。
4 会計はスクール会計全般を担当する。
5 監査は会計を監査する。
- 第14条(組織) 本スクールに別表「組織業務分掌」にある組織を置く。
1 事務局の設置
事務局担当者の選定については、事務局長が起案し、運営委員会にて意思決定を行う。
事務局には運営担当とコーチング担当を置く。
事務局は各組織担当の責任者を起案し代表の承認を得る。
- 第15条(顧問) 代表が助言を得るために顧問を置く。
- 第16条(総会) スクール運営の基本方針を決定するため、原則として、毎年、年度当初に代表がコーチ登録者、各学年代表(小学1年生～中学3年生、D、女子カテゴリーはカテゴリーより各1名)を招集し、総会を開催する。
- 第17条(議決権) 1 招集を受けた者は議決権1を有する。
2 議決権を有する者は、書面、電磁的方法又は代理人によって議決権を行使することができる。尚、代理人は議決権を有する者でなければならない。
- 第18条(審議) 総会は次の事項を審議する。
1 前年度の活動及び会計報告
2 本年度の活動計画及び予算
3 役員の承認
4 その他必要な事項

- 第19条(議決) 総会は委任状も含め1／2以上の出席者をもって成立し、議決事項は出席者の過半数の賛成により決する。
- 第20条 入会および継続申込時に会員より得た個人情報は、スクール活動以外の目的には使用しない。例外として、監査役から監査目的で開示要請が有った場合は、その限りではない。
- (個人情報保護)

付則 1 本規約は設立の日 平成10年4月1日より施行する。

(改正)平成12年4月23日

(改正)平成15年6月8日

(改正)平成16年4月25日

(改正)平成21年8月9日

(改正)平成23年5月28日

(改正)平成26年4月19日

(改正)平成28年4月16日

(改正)平成29年4月15日

(改正)平成30年4月21日

(改正)平成31年4月27日

(改正)令和3年4月24日

※当規約の改正は令和3年の総会より適用する。

川口ラグビースクール細則

1. 会費規定

- 1 ミニ年会費(年額) ¥15,000(2学期[9～12月]からの入会は¥10,000。3学期[1月～3月]からの入会は¥5,000)
- 2 ジュニア年会費(年額) ¥15,000(2学期[9～12月]からの入会は¥10,000。3学期[1月～3月]からの入会は¥5,000)
■新中1特例■
部活動とスクールJr.との両立を模索するなか、会費規定とは別に次のような特例を定める。
(適用者)特例を希望する中学1年生
(特例期間)スクール開始日より2ヶ月間
(特例会費)¥2,500(スポーツ安全保険、県協会登録料他各登録料を含む)
(特例終了)特例期間以降も継続して参加する場合は、通常の会費規定に従い年額か
- 3 リリー・アスレチック・クラブ(以下LAC)入会金
新規入会者はLAC新規加入費として¥3,000が加算される。
継続会員はLAC年会費としてスクール年会費¥15,000のうち¥1,200が充当される。
- 4 途中退会の場合、それまでに払い込まれた会費の返還は行わない。
但し、日本国政府による緊急事態宣言が発出され、スクール活動が一時停止した場合、その期間に相当する金額を返金する。返金額、返金方法については、運営委員会
- 5 その他費用
サマーキャンプ、交流会等のスクール活動の参加者に対し別途費用を請求する場合があります。使途および金額については、運営委員会の承認を必要とする。
- 6 会費改定の手続き
年度途中で、運営費不足が予見された場合、もしくは、次年度予算策定の時点で運営費不足が予見された場合、会計担当は速やかに事務局に報告し、運営委員会にて、会費の追加徴収、もしくは会費の改定について協議する。
事務局は、運営委員会での承認を受け、保護者、コーチに対し予・実績対比可能な資料を準備し説明会を開催する。また臨時総会にて承認を得る。

2. 旅費規定

- 1 代表者会議、また代表が承認した講習会、活動等にスクールを代表して参加した場合、旅費テーブルに記載された旅費が支給される。
上記会議等の出席に関わる駐車代は実費精算できるものとする。
- 2 交通費(実費)が旅費テーブルに記載された旅費を超えた場合は、その差額分については運営委員会にて承認を得て、支給されるものとする。
- 3 自家用車を利用した場合には、各カテゴリー2台分を上限に支給される。

旅費テーブル

- | | |
|-----|---------------------|
| I | 都内(山手線内)・戸田・南浦和・草加 |
| | 1000円 |
| II | 所沢・浦和大原・大宮・三郷・葛飾 |
| | 2000円 |
| III | 川越・さやま・上尾・鴻巣・キズーチ・柏 |
| | 2500円 |
| IV | 飯能・小川・東松山・熊谷・千葉・海老名 |
| | 3000円 |
| V | 高崎・水戸 |
| | 6000円 |

3. 慶弔基準

- 1 基本事項
 - 1)対応は本人及び・1親等親族のみとする
 - 2)運営委員会で承認した他団体の個人及び法人

※本人とは

- ①スクール生(子供)
- ②指導者登録をしているコーチ
但し、指導者の両親は対象から除外

※1親等とは

①本人の両親

②本人の子供

※本人の配偶者は含まれる

※スクールに現在時点で登録している方を対象とする

※退会されている方は基本対象者ではない

※上記基本事項以上の対応を実施する場合は、代表、副代表判断又は運営委員会にて対応を決定する

2 訃報対応基準

故人	香典額	供花	弔電台紙
スクール生本人	1万円	○	千円
大人(指導者)本人	1万円	○	千円
スクール生の両親	5千円	－	5百円
指導者の配偶者	5千円	－	5百円
他団体	5千円	－	5百円

※上記以上の対応を実施する場合は、運営委員会にて協議、決定する

※スクール生の兄弟でスクールに登録されていない方は慶弔基準対象ではない

※香典金額は、上記範囲を原則上限とする

※上記金額を超えて対応が必要な場合は、代表の事前承認を得る

※消費税は別途含む

3 対応方法

1)弔電

弔電依頼は総務担当又は事務局長が実施する

コストは経費申請書にて、会計に申告する

差出人は「川口ラグビースクール 一同」とする

2)供花

会計担当が、総務担当又は事務局長の指示において、葬儀会場と相談し、手配する

3)香典

代表名で参列者の最上位職者が持参する。

4)交通費

代表指名で、スクール代表として葬儀に参列する場合は、旅費規定に準じる

5)その他

名前が必要なところは全て、スクール代表者名で対応する

慶弔対応を実施した内容は、運営委員会を通して共有する

※訃報対応基準にないものは全て個人負担とする

個人で対応する香典は、3～5千円を目安とする

付則

1 本細則の改廃は総会において出席者の1/2以上の同意を必要とする。

2 本細則は平成15年6月1日より施行する。

(改正)平成16年4月25日

(改正)平成17年5月14日

(改正)平成21年8月9日

(改正)平成22年5月29日

(改正)平成23年5月28日

(改正)平成26年4月19日

(改正)平成27年4月18日

(改正)平成29年4月15日

(改正)平成30年4月21日

(改正)平成31年4月27日

(改正)令和3年4月24日

※当細則の改正は令和3年の総会より適用する。